

定期報告書の提出にあたっての注意事項

- 1 毎年2月1日現在の状況についてご報告ください。
(2月1日以降に新規開始される場合、開始時点の状況をご報告ください)
- 2 報告対象家畜の種類と頭羽数
次の飼育頭羽数の場合又は肉や卵等を出荷している場合には追加の報告が必要となります。

① 牛・水牛・馬	2頭以上
② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	6頭以上
③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上
④ だちょう、エミュー	10羽以上
- 3 複数の農場（飼養場所）を所有されている方は、農場ごとに報告する必要があります。
- 4 複数種の家畜を飼養されている方は、家畜の種類、頭羽数にもれないよう記入して下さい。